

自転車のスマホ・酒気帯び 罰則強化

ダメ!!

ダメ!!

ながらスマホ



酒気帯び運転



令和6年11月1日
道路交通法改正

自転車運転中の新たな罰則

携帯電話使用等 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金



街とともに。人とともに。
FOR MORE COMMUNICATION

警視庁



別紙

自転車運転の基本 自転車は左側通行です。

✖ 罰則・罰金対象行為

✖ ① 右側通行はダメ。

✖ ② 一時停止(交差点・踏切)で止まらない。信号守らない。

✖ ③ 傘差し運転をする。片手運転をする。

✖ ④ 二人乗りする。

✖ ⑤ 夜ライトつけずに走る。

✖ ⑥ 自転車で並走する。



みなさん、ヘルメットをかぶりましょう！